

四答 不當ナレ 処罰ハ行ハス
 一 議員及労働者重クモナレ 格セラレ度ニ
 四答 考査スヘシ
 一 市長ノ 公選權ヲ 從業員ニ 與ハラレ度ニ
 一本向 勤務ノ 助手ニ 休職十五日ヲ 與ハラレ度ニ
 四答 以上ニ 項ハ 容認シ難シ

以上

別記三

決議

東京市は七月一日付を以て強行せんとする減俸ノ範圍ニ 高級官吏ノ 子存リト 登表
 したれど既に 吾等全市 從業員ノ 諸手 官公 増力 制奪 昇給 實與ノ 停止 減額 大量 減省
 等ヲ 以テ 永年 學切ニ 依リ 爲シ 吾等ノ 生活 破壊シ かつ 有 事實ニ 依リ 今
 の 減俸ノ 本質ニ 吾等 從業員ノ 一切ノ 勞働 條件 更ニ 劣悪化セんと するニ 存ス 今
 の 斯ル 意圖ニ 絶対 反対 する 事ヲ 爲ス 於て 吾等は 生活 機構 擁護ノ 爲ニ 決
 強ヒテ 之ニ 全全 從業員ノ 上ニ 及び せんと する 事ニ 於て 吾等は 生活 機構 擁護ノ 爲ニ 決
 的 斗争 敢行 する 事ヲ 爲ス
 右決議す
 一九三一・六・二九

東京市 從業員 組合
 東京市 電氣 勞働 組合
 東京市 通氣 勞働 組合

東京市長
 永田秀次郎 殿

湯秋第六八九號
 昭和六年七月二日

警視總監 高橋 守雄

21700
 6. 7. 6

内務大臣 安達 謙藏 殿
 社會 局長 官 殿
 各 廳 長 官 殿

事務理事

東京市電氣局ノ勞働爭議ニ關スル件 第十三報

要旨

- (1) 東京組合ハ 給付 金額 削減 以下 電氣局 勞働 條件 劣化 等 骨子 以テ 經濟 組合 改革 案ヲ 脱稿 七月 二日 執行 委員 會ニ 提呈 した
- (2) 東京市 南支那 要求 二番 以下 六月 二十九日 回答ス
- (3) 東京市 電氣局 八月 三十日 要求 書 提出ス

標記第幾其後ノ狀況左記ノ通

記